

次世代育成支援

次世代育成支援の取組み

一般事業主行動計画

職員の仕事と子育てを両立させ、働きやすい環境と男性職員がもっと子育てに関われる様に、支援する。

計画期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日

1. 育児休業の取得率を下記の水準にする。

女性職員：育児休業の取得率90%を引き続き維持する。

男性職員：計画期間内に1人以上の取得を目指す。

対策：出産、育児休業を予定している職員に対して、手続等を含め個別の相談ができる環境づくりをし、職員研修及び院内掲示等により、周知・啓蒙を図る。

2. 年次有休休暇の取得日数の底上げを図る。

(平均取得率60%以上を目指す)

対策：次年度年次有給休暇の取得について周知し、取得促進の啓蒙を図ると共に、職員間及び部署間の取得率の平準化を促す。